

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

## 第 25 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成21年6月4日(木曜日)	開会13時29分	閉会16時33分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上、 議長、委員外議員～清水	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	なし		田湯次長
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 職員定数条例の一部改正について		
	(2) 滝川市内の超高速ブロードバンドサービス提供地域について		
	(3) 滝川市・スプリングフィールド市教育文化交流促進事業について		
	(4) 補正予算について		
	(5) 損害賠償請求事件について		
	(6) 公立高等学校配置計画案について		
	(7) 男子中学生飛び降り事件について		
	2 第2回定例会以降の調査事項について		
	別紙のとおりとすることに決定した。		
	3 その他について		
	なし		
	4 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 本間保昭 ㊞			

平成21年6月3日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘  
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年5月14日付け滝議第27号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	横 山 浩 丈
総務部総務課副主幹	佐 藤 之 俊
総務部総務課主査	和 田 英 昭
総務部企画課長	田 中 嘉 樹
総務部企画課交流推進室長	山 内 康 裕
総務部企画課交流推進室主任級主事	小笠原 涼 介
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央
総務部行政経営課情報化推進室主査	田 上 智 章

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部指導参事	春 田 淳 一
教育部学校教育課長	中 川 啓 一
教育部学校教育課副主幹	杉 原 慶 紀
教育部学校教育課主査	鳩 山 稔
教育部学校教育課心の教育推進室長	吉 川 修
教育部社会教育課長	南 健 次
教育部社会教育課副主幹	早 坂 久美子
教育部社会教育課図書館副館長	中 寺 静 江

(総務部総務課総務グループ)

第25回 総務文教常任委員会

H21. 6. 4 (木) 午後1時30分  
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告について

《総務部》

- (1) 職員定数条例の一部改正について (資料) 総務課
- (2) 滝川市内の超高速ブロードバンドサービス提供地域について (資料) 行政経営課
- (3) 滝川市・スプリングフィールド市教育文化交流促進事業について (資料) 企画課

《教育部》

- (4) 補正予算について (資料) 学校教育課、社会教育課、図書館
- (5) 損害賠償請求事件について (資料) 学校教育課
- (6) 公立高等学校配置計画案について (資料) 学校教育課
- (7) 男子中学生飛び降り事件について (口頭) 心の教育推進室

2 第2回定例会以降の調査事項について～ 別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第25回 総務文教常任委員会

H21. 6. 4(木)13:30～

第三委員会室

開 会 13:29

**委員動静報告**

委員長 全員出席。議長出席。委員外議員～清水。北海道新聞社、毎日新聞社、空知新聞社の傍聴を許可する。

**1 所管からの報告事項について**

委員長 (1)について説明願う。

**(1)職員定数条例の一部改正について**

伊藤課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

窪之内 ① かつて4人だったときがあればいつごろだったのか伺う。  
② 一部事務組合の監査も含めてやらなければならないような広域の中心になる行政区の同規模のところの監査事務局の職員数を伺う。

伊藤課長 ① 以前は市職員OBが今の監査委員の任にあった時代があったが、何年か前から今のよう形に移行している。監査事務局が4人体制だったという記憶はない。

② 手元に資料はないが、一部事務組合を含めた監査の事務の範囲ということでは、滝川市が道内でも一番多い数になると理解している。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

**(2)滝川市内の超高速ブロードバンドサービス提供地域について**

田上主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

**(3)滝川市・スプリングフィールド市教育文化交流促進事業について**

山内室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

井 上 経費は幾らかかるのか。

山内室長 今のところ個人負担は18万円程度と考えている。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内 新型インフルエンザがこの時期にまた流行しているということであればやめることもあり得るということなのか。対策や考え方について伺う。

山内室長 7月上旬にロングメドー高校が滝川に来ていただけということで私どもも準備を進めていたが、新聞報道等にもあったが延期ということで極めて遺憾ではあるがそのような状況であることは皆さんも承知のことと思う。4月に新型インフルエンザが発生以来、各所においてさまざまな対処が行われているが、現在はワクチンの開発なども進み9月ころにはめどがつくとの話もあり、弱毒性ということがほぼ明確になっていることから、訪問団の派遣のころには十分な対応ができると考えている。

窪之内 市民訪問団は10名程度となっているが、先着順とか予算との関係で金銭的なこともあると思う。10名を超えた場合はどれぐらいまでと考えているのか伺う。

山内室長 先着順と考えているが、十分審議を重ねていきたい。人数については予算上10名ということになっている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。所管入れかえのため休憩する。

休 憩 13:41

再 開 13:45

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(4)について説明願う。

#### (4)補正予算について

吉川室長 (別紙資料に基づき説明する。)

南 課 長 (別紙資料に基づき説明する。)

中寺副館長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

大 谷 青少年対策に要する経費の中身についてももう少し具体的に説明願う。

南 課 長 20年度には滝川市家庭教育支援連絡協議会を設立し、子育てサポーター(リーダー)、民生委員、学校教職員、PTA関係者等々を対象に養成講座などを子育て・親育ち講座ということで実施したところである。今年度については訪問型ということでの家庭教育、相談体制ということである。実践的というよりもモデル的な事業なので、例えば企業等を訪問して子育てをしながらお勤めをされている方々への相談体制等を調査したり、就学前の子供たちに学校に事前に慣れていただくような事業を計画している。

大 谷 報償費だから多分人件費が多いと思うが、新しくそういう人たちを雇用して企業、家庭を訪問して状況調査をするということなのか。

委員 長 もう少し具体的にお願いします。

南 課 長 この家庭教育のプログラムは20年度も実施しているが、今回補正が通れば教職員退職後の方々をサポーターとして雇いながら訪問型家庭教育プログラムを実施していただくということである。就学前の子供たちに、学校を場面とする中でいろいろな学校に慣れるようなプログラム、例えば本当に学校の児童と一緒に触れ合えるようなふれあい広場のようなものを考えているところである。

大 谷 企業などの状況調査をするのはわかったが、例えば家庭訪問は就学前の子供が対象になるということと思う。家庭を訪問対象にするというのは、不登校などの子供たちを対象にするということか伺う。

南 課 長 これは社会教育課のプログラムなので、社会教育が家庭教育に向かって何ができるのかという部分での調査、実践であり、不登校児の家庭を訪問するのではなく、いろいろな相談窓口がどこにあれば子育ての方にとっていいのかといったことも調査していかなければならないと思っている。

大 谷 青少年対策というのはタイトルのピンと来ない。タイトルからは小中学校に関係があると思われるが、名称はこれでよいのか。

委員 長 多分疑問点がわからないということと思う。訪問型家庭教育相談体制充実事業委託金とはどういうものなのか。それに基づいて行う事業と思うので、そういう観点で説明願う。

南 課 長 文部科学省の訪問型家庭教育相談体制充実事業ということで、現在、都市化、核家族化、地域における地縁的なつながりが希薄化していることによる家庭教育力低下が指摘されており、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっているという背景がある。もう1つの背景には、教育振興基本計画の中に子育て

に関する学習機会の提供など家庭の教育力向上に向けた総合的な取り組みの推進などがある。訪問型家庭教育支援の実施により仕事などで学習機会への参加ができないお勤めをしながら子育てをせっせと行っている方々、家庭教育や子育てに無関心で孤立化している状況をその事業内容を検証しながら効果的手法、もしくは情報提供による普及啓発ということで、地域で行われているいろいろな家庭教育支援事業の活性化を目指しているものである。

委員長  
窪之内

それに関連して質疑はあるか。

157万3,000円のうちの126万円を教員退職者に支払うということで事業費のほとんどが人件費である。どういった人が何人雇われ、どういった雇用形態でこれに当たるのかがよくわからない。せつかくの事業費をこうした教員の人件費だけに使っているのか。プログラムを考えてもらい、そのプログラムを実行していく上での経費に充てるとかでないか、毎年継続されるようなプログラムをつくっていくのか、それとも今回この委託金をもらったからということで単年度で終わってしまうものかわからない。126万円といえば1人でやるなら結構な金額であり、それを限定して教員退職者とするのもわからない。報償費の対象とされる人がどのような形態になるのかも含めて伺う。

河野部次長

家庭教育の課題は、社会教育分野の大きな課題になっている。社会教育法、図書館法、博物館法も家庭教育に資するということで、社会教育全体が家庭教育の課題に立ち向かおうという流れになっている。滝川市では平成16年から家庭教育支援連絡協議会でいろいろな市民の団体に集まっていただき家庭教育の問題を議論させていただいている。平成19年までは比較的PR運動を重視していたが、具体的な部分にも少し立ち入りたいと考えていた。学校ふれあいサロン事業では学校と地域と家庭をつなぐプログラムをやろうということで取り組んでいる。昨年、文部科学省から家庭教育支援基盤形成事業の補助金が来て、我々としては少し具体的な事業をしたいということで家庭教育支援チームというものをつくって動かしている。昨年行った学校ふれあい広場では就学前の子供たちの親にも来てもらったが、私どものプログラムは青少年と言いながらも実際は親の倫理感やマナーなどにどう切り込むかを大きなテーマとしている。昨年は基盤形成事業ということで2つの学校をモデル校にして親と子供たち、地域、民生委員、すきやき隊などにも集まっていただき、実験的なプログラムをやりその後みんなで協議をして報告するという形で行っており、今年度も引き続き行いたいと考えている。文部科学省としてはモデル事業からもう一歩地域に出てほしいというプログラムで、企業に呼びかけようと家庭教育を支援する企業が市内にあるのでそこにも啓発的なことを行い、親御さんのほうから相談事があれば私どもは窓口があるので協力している企業の方の親と私どもの支援サポーターとセッティングをして支援をしていこうといったプログラムで家庭支援の各企業と回ろうと考えている。学校については去年に引き続き学校ふれあい広場、事業のプログラムをやろうということだが、家庭教育の中に私どものプログラムがどう入っていくかは非常に難しい課題なので、かなりコンクリートなものがあるのを着実に遂行するというよりは、サポーターの方と共に学びながら、あるいは学校や企業や実際の親御さんなどと相談しながら事業について考えていきたい。これは実験プログラムなので、毎年続くというものではない。成果を確認して道、国に報告して必ず検証するというものなので、ことしの成果を見たい。スタートは退職教員に限っていない。サポーター（リー

ダー) 1名、サポーター2名の3名でこの事業に取り組もうと思っている。必ず1名は教員OBの方を入れようということで計画を立てている。ただ、学校との連携で例えば就学前の子供たちと先輩など、学校と家庭と地域の連携のプログラムを考えたときに、導入部としてはやはり教員OBの方に来ていただき学校との連携プログラムをやろうということで、1人目については教員OBの方に入ってもらい先鞭をつけていただこうと思っている。ただ、いつまでもその条件でと考えているのではなく、テーマとか条件によっては一般の方、子育て体験者の方等々からサポーター(リーダー)、サポーターをお願いしていくという構図になることはあると思う。

窪之内

今いろいろな形でボランティアで登録してもらおうと言っているときに、リーダー的な人たちだけはきちんと保障されて人件費が当たるという仕組みになっているような気がする。わざわざ人を連れてこなくても教育委員会でリーダー的な人の役割ができないのか。お金をもらったのならもっと違った形で使ってもらいたいと思う。ボランティアとして助言をもらうのはいいと思うが、何で現場でできないのかがわからない。せっきのお金を人件費以外のところで使えないのかと思う。ただ何も保障しないと動いてくれないということもあるので、その辺の兼ね合いと思う。学校ふれあいサロンのコーディネーターもあるのでバランスを取っていけるのか疑問だが、その辺は教育部内で横断的に整理をつけられるのか伺う。

教育長

学校地域支援本部事業のほうは中学校下に1名のコーディネーターということで、主に中学校、小学校を含めたその地域とのコネクションということである。今回の家庭教育はどちらかというと小学校就学前、あるいは子育て現役、小学校低学年というところの支援ということで、学校ふれあいサロンについては23年くらいにはソフト事業としてきちんとした形でやりたいと考えており、それまでに学校地域支援本部、学校教育サイドの事業と社会教育サイドの今回の事業とをきちんと連動させていきたい。コーディネーターについても現在報酬でやっているが、それがずっと続くのかどうかということについては、全く無報酬というわけにもいかないし、実際に活動していただく方がふえると保険の関係も出てくる。その辺について委員会としてきちんと対応していかなければならないと考えており、学校評議員の制度との整合性もとっていかねばならない。それらやる上で国のお金を利用しながら滝川式のふれあいサロン事業にどう結びつけていくかについて、学校教育サイドと社会教育サイドの連携をさらに深めていきたい。内部の会議の中では地域支援推進本部という連絡会議も設置しながら両事業を進めているところである。

舘部長

大変申しわけなかった。内容を理解いただいて議論いただくという鉄則に立ち、図解したものを後ほど配付させていただきます。

委員長

至急コピーして委員会開催中に配付願う。

この部分についてほかにあるか。(なし) この件については、やるとすればかなり具体的でなければならぬと思うが、答弁を聞いていると若干の食い違いがある。以前に学校支援本部事業のときに抱いた危惧と全く同じ感じがする。自分もかかわってみてわかったが、学校支援本部事業には現場になかなかフィットしてこないという問題点がある。これもかなり似ており、こちらのほうが難しい感じがするので、出すときには固まった状態でお願いしたい。物によってはこういう出し方でも結構だが、この件についてはもっとわかりやすい出し方

でお願いしたい。ほかの部分で何かあるか。

窪之内 図書館の関係で、補助金が出て10万円だけで20万円については既存の予算に  
ということだったが、とりあえず既存の予算に入れ、この趣旨に基づいて具体  
化していくということで確認してよいか。

委員長 収支同額にしていただかないと資料が成り立たないと思う。なぜそういうふう  
にしたのかも含めて答弁願う。

河野部次長 説明不足で申しわけない。地域づくり研修会の補助事業は30万円枠の中でして  
いる。既定の予算が図書館にあり、これは当初の予定どおりだが30万円という  
歳入を受けてこの研修事業を行う。補正予算として既に20万円の予算組みをし  
ているものがあるので、10万円を繰り出してその分を上乗せして支出をする  
という中身である。本来だと収入と支出を30万円ということで同額にすべきと  
ころで、歳出予算のところは10万円という標記なので説明不足だったかもしれ  
ないが、このようにさせていただいた。

委員長 他に質疑はあるか。

井上 この事業そのものは今の内閣の補正予算関連で出てきたものなのか。

河野部次長 補正予算ではなく、当初のものである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。(5)について説明  
願う。

**(5) 損害賠償請求事件について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

中川課長 説明が終わった。質疑はあるか。

委員長

窪之内 ① 詳しいことは訴状に書いてあるが確認したい。滝川市立病院以外の各種病  
院に通っているようだが、病院数は幾つか。旅費の算定で見るとかなり遠くま  
まで行っているが、訴状では滝川市立病院以外の病院は全部滝川市以外と書いて  
あるので、地域的に札幌の病院が幾つなどと説明願う。

② 訴状のP14の9に調停をしたときのことが書いてある。同調停は、最終的  
に、被告はいずれの責任も認めて1,100万円弱の賠償金支払いを提示してきた  
となっているが、ここの事実関係について、いずれの責任ということで何点か  
の項目が出されており、調停の中でそのすべてについて滝川市が認めた上で  
1,100万円という賠償金を提示したのか伺う。また、その1,100万円弱は何を  
根拠に算定したのかについて伺う。

杉原副主幹 ① 滝川市立病院以外では、道内が6病院、道外が1病院となっている。  
② いずれもという表現になっているが、訴えられたのは滝川市ということで、  
学校の遊具の設置管理責任については責任があるということで認めているが、  
病院の医療のほうについては過誤がなかったというスタンスで臨んでいる。い  
ずれも滝川市が被告なので調停による和解を進めてきたところである。1,100  
万円の根拠は、訴状等にも治療費、交通費、物損、慰謝料などの項目があるが、  
それぞれ自賠責保険など会社から出されるケース等を書いた表から算出したも  
のを使っている。

窪之内 1,100万円の賠償金がそういったケースを基準に出した金額ということで、そ  
ういうことで見ればこの訴状の中身もいろいろな基準を使ったケースが出てい  
ると思うが、医療過誤の部分も出てきていることでどうなるのか。靴の表だけ  
でも1,500万円と出ているが、滝川市は1,100万ということでそこだけ見ても  
開きがある。滝川市の基準と訴状の弁護士の基準のどこにずれがあるのか。責

任のとらえ方のところでずれがあるのか。例えば遊具の設置義務者としての責任を認めた場合、その認めた責任がどこまで発生するのか。生涯にわたってその責任が発生するというふうに見た金額なのか。精神的な慰謝料は幾らなのか。そういう苦痛などについての費用も含めて見た金額なのか。余りにも向こうからの請求と開きがある。医療過誤の責任を認めない滝川市としての金額と、向こうは医療過誤もあると認めた金額の開きなのかどうかについて伺う。

館 部 長

原告の方の内容については訴状でしか知り得ないので、どういった争点になるかは今後であるということで理解いただきたい。おおむね7回の調停で不調ということで、私どもは損害賠償金額の不調と認識している。1,100万円の内容については、通常でいう損害賠償額を学校の保険の弁護士と相談して積み上げたものである。調停の中身については話せないことになっているので勘弁いただきたいが、1,100万円の項目については遺失利益などの部分で計算しているので、医療過誤の部分については調停の段階では認めていない。遊具の設置義務という部分でけがをして後遺症が残ったという部分を勘案したということで理解願う。今後裁判にどう進むのかという部分があるので、公表できるものについてはお知らせしていきたい。

委 員 長

清水委員外議員

他に質疑はあるか。

きのう厚生常任委員会でも説明されたということもあり、答弁できないということもあるかもしれないが、できるだけお答え願う。

① 公表はきのうの厚生常任委員会が初めてだったのか、記者会見もしたのか伺う。また、記者会見ではどんな資料を出したのか、出された資料があれば見せていただきたい。

② 調停の段階を含めて弁護士体制を組んでいると思うが、今後発生する経費、最後まで保険会社の弁護士でいくのか、それともプラスしていくのか伺う。

③ 1,100万円の大きな内訳を伺う。ここに出ているのは、物損、遺失利益、後遺障害慰謝料などと大きな項目で4つほど出ているが内訳について伺う。

④ 使用可能な保険は学校管理上の保険と市立病院の保険ということだが、今回はあくまでも学校での管理責任しか認めていないので、学校の保険がすべてということになるのか伺う。

⑤ いずれの責任も認めたということだが、P10の被告の責任の(1)で、タイヤの表面がつるつるになっていたかなっていないかを日常的に管理しなければならない責任があったなどいろいろなことを言っている。こういったことを全面的に認めたと理解してよいか。市立病院のほうは全面的に認めていないのか、それとも金額的に認めていないのか伺う。学校についても金額面で折り合わなかったということなのか伺う。

⑥ P5の左上にいじめにかかわる表現がある。クラスメイトからうわさと冷たい目をきっかけにいじめが始まり、それ以降エスカレートしていったとあるが、これについては、当時どのような把握をしていたのか伺う。

⑦ (7)の6行目に墨で消して先生に泣きながら訴えたとあるが、先生とは医者なのか教師なのか伺う。

⑧ 結局は学校の管理責任を認めたということが書かれているが、この調停のときに初めて責任を認めたのか、それとも事故後いずれかの時点で認めたのか伺う。

⑨ P8、労働力認定について、どの基準で保険会社が該当させて給付額を決定

するのかという点で調停で争っているが、滝川市はどちらの立場に立つのか。保険会社の立場に立つこともあり得るが、生徒のことを考えたらこの基準ではかわいそうということで原告の側に立つことも十分あり得ると思う。全面的に保険会社の立場に立ったのかどうかについて伺う。

⑩ 学校保険について伺う。今回1,100万円と出ているが実際には2.5センチも差があるのだから補装具をつくっていくことになる。1年に2足、冬靴もとなると100足とかになると思う。そういったものについて、1,100万円のほかにその都度発生したものについて補償していくといった制度になっているのか伺う。

委員長

ただいまの質疑の中に市立病院の関係でここで答弁できない部分もあると聞いているので、そうしたことも踏まえて答弁願う。

館部長

① きょうの各常任委員会での報告前に記者会見等はしていない。私どもとしては、この提訴を受けて協議をして直近の常任委員会に報告するという形で考えていたので特に記者会見の用意はしていない。訴状に関する質問が多かったので、これからの部分ということで中にはお答えできない部分もあると思うが了解いただきたい。あくまでも調停では1,100万円の提示をしたが、損害賠償ということで学校保険の制度を利用して保険会社の損害賠償を計算する弁護士ということでの計算なので、当然協議はしているが、必ずしも市の意向が100%入っているということではないということでは理解いただきたい。順次答弁させていただくのでよろしく願います。

中川課長

② 弁護士費用についても保険対応となっているので、今後ともこの保険会社の顧問弁護士に対応していただくことで費用はかからない。

③ 1,100万円の内訳については、調停の内容は公開できないことになっているので勘弁願う。

④ 通常学校内で発生した事故等での傷害については、日本スポーツ振興センターで入っている保険で対応することになっているが、もし補償が発生した場合は、これに上乗せする形で全国市長会の学校災害賠償保険と2種類の保険で対応する形になると思う。

⑤ 今回の訴状ではそのように書いてあるが、調停の段階では学校の管理責任はいずれにしても免れることができないと顧問弁護士が言っていた。どういう使用状況、子供がどういう使い方をしても、学校の中の施設で起きたことは免れないということなので、それについては調停の段階では争わないことにしていた。ただ、今回の訴状は学校側の責任についてもそのまま認めることがどうなのかという部分もあるので、顧問弁護士と話をして教育委員会が範囲としている学校内での事故についてもこの部分については認める、この部分については認めがたいといった対応を決めたい。

⑥ いじめの表現については、今回初めて聞いたので後ほど経過がわかっている者から答弁させる。

⑧ 今回初めて訴状をいただいたので、いつ認めたとか認めないということではなくこれからの対応ということになるが、調停の段階では認めていたということはある。ただ、今回訴状に書かれていることと当時の調停の中で言われていることと若干差があるので、これから中身を見てスタートしたい。

ほかの点については、今回の訴状の中で書かれており、これからということになるので今ここで答弁ということにはならないと思う。市立病院の関係につい

- 杉原副主幹 ⑥ 訴状の P5 にいじめの表記があったという件については、義務教育で起きたものではなくそれ以降に発生したものであるため、こちらとしては詳細について承知していない。
- 清水委員外議員 ① 先生というのは、医師なのか教師なのかについて伺う。  
P5 の学校を休んで札幌で遊んで云々というのは、高校ということで理解する。  
② 日本スポーツ振興センターと全国市長会の保険でとのことだったが、この子は 18 歳なので女性の寿命であればあと 66 年はあるわけで、その分について補装具代が出るのか。症状が固定したから傷害の補償金が出るわけで、障害者としては今後、補装具が出てくるのでそれも 1,100 万円ですと払うということなのか。これは調停にかかわることではなく制度上の問題なので伺う。今後発生する補装具代や補装具をつくりに行く交通費などは提示した 1,100 万円の中に入っていたのか、それとも今後その都度支払われるのか。相手はこれだけで 1,500 万円と言っているため、1,100 万円足らず 1,500 万円を 2,600 万円という話になるが、その点について伺う。  
③ 調停で弁護士が学校の管理責任は免れないと言うので争わなかったということだった。調停では認めておいて今度は違うということで、訴状にはこの程度のことしか書いていない。
- 委員長 訴状は先方から出てきた物なので、そういうことを聞くのはおかしい。調停は一度不調に終わっているため、もう一度このように出てきた物なのでそれとこれをリンクさせてこの場で解明することは不可能と思うため、もう少し整理して質疑願う。
- 清水委員外議員 ③ 要するに調停では認めておいて今度は違うというスタンスについて、これまでに学校の管理責任を認め謝罪するということがないのがおかしいと思う。弁護士に言われて責任は免れないとなりながら、6 年間にわたり被害者に対して学校の管理責任があったと謝罪したりすることもできない教育委員会は何なのか。なぜこれまで学校の管理責任を認めたり、謝罪することができなかったのか伺う。  
④ 滝川市は日本スポーツ振興センターと全く同一の立場をとる必要はない。日本スポーツ振興センターには税金から保険料を払っている。保険料を払っている以上は商品なので、商品としての価値をきちんと発揮してもらわないと我々が税金を払っている意味がない。もっと払うよう要請するのも教育委員会の選択肢と思うが、そういう選択肢はないのか教育部長に伺う。
- 杉原副主幹 ②③ 学校で起きた災害や事故において医療費がかかった場合は、日本スポーツ振興センターで給付される。給付額については通常我々が病院にかかったときは 3 割かかるので、それに 1 割を上乗せした分が保護者に支払われるような形になる。調停を含めて今回裁判になっていくが、そこで支払われる部分については別の保険になる。全国市長会に加入している学校災害賠償補償保険で、学校でこういう事故が起きたときに 1 事故につき 2,000 万円まで補償があり、弁護士費用などはこちらの保険から支払われるような形になる。補装具については日本スポーツ振興センターの保険の対象になっており、つくる都度、装具会社や医師の証明を提出してもらい、かかった費用について弁済しているような形になっている。いつまで補償が効くのかについては初診のときから 10 年ということになっている。

教育長

④ 今回の原告の方の代理人である保護者の方とは、2年ほど前までも教育委員会に來られてさまざまな資料の提供をさせていただいている。その中では市立病院に係る部分が争点というような形の中で、その時点では保護者の方から教育委員会の責任云々との発言はなかったと記憶している。なぜ2年前に來られたかについては、義務教育終了後ではあったがいじめ等に係る相談があつて私どもの指導員が対応したという経過もあり、保護者の方あるいは指導員も面会をしたり、当然相手方の学校と調整をしたりといったことは教育委員会としてこれまで対応してきたつもりである。調停あるいは裁判における教育委員会の対応ということについては、裁判ということになると多くの事例等の中から最終的に双方が納得できる形の中での結果となるのが普通と思うので、そういう一定のルールの中でこの部分については進めていくということと思う。大きな争点について、先ほど全面的に認めたということの発言があつたが、学校設置者としての責任を免れるものではないということ、調停の中ではそういうスタンスで來ている。教育委員会として基本的にそのスタンスは変わらないと思つているが、調停のときの訴えの内容と今回の訴えの内容とを十分に比較検討していく必要はあると思つている。

清水委員外議員

今回の訴訟には1つの構図がある。被告は教育委員会と市立病院だが、お金を払わなければならないのは保険会社であり、原告と争おうとしているのは、滝川市ではなく保険会社と思う。保険で出る金額を超えた額で訴訟が決定すれば払うことになるかもしれないが、滝川市は1円も払わなくていいわけである。子供を守っていく、責任を果たしていくという立場に立つのであれば、弁護士との関係について一定の距離を置くべきである。滝川市と弁護士というのは、利害関係が全く一緒ではないという関係を保つべきと思う。意見として聞いてほしいが、滝川市は保険会社の弁護士ともっと出せと争うべきで、そうすれば原告に対する補償が大きくなっていく。滝川市としても弁護士を立てて保険という商品が今回どういうふうに扱われるべきかを保険会社とやっていくべきと思うので、検討していただきたい。

委員長  
教育長

答弁していただいたほうがいいのか。

弁護士と訴状判断をしていく中で今回の賠償額の判断をしていく前提であり、その中で学校側の保険を使うのか、医療側の保険を使うのかということもあると思うが、賠償額を決める中で議論していく上での判断ということになるので、必ずしも保険会社の考えている金額が安く我々の思つている金額が高いということは理論的に余りあり得ないだろうと思つている。そうでなければ保険そのものに入っている意味もないので、一定のルールの中で認めるものは認める、争うものは争うという姿勢で、全面的に認める以外はそういう形にしかなり得ないので、裁判の中で協議していききたい。いずれにしても真摯に対応していきたい。

委員長  
井上

他に質疑はあるか。

① 結果的には非常に気の毒な話である。初期の段階のことを言えばPTAかだれかがタイヤを埋めて遊具をつくつたと思う。たまたま使い古しだつたことが一義的には原因ということになったら、学校には滑るところがたくさんあり、それを全部教育委員会が責任を負わなければならないことかどうかということである。それが起きて病院へ行ったら病院の医療ミス、そのことがいじめにつながつたということで、結果的に学校が一義責任を認めたことが全部市長の責

任になるのか。弁護士がそう言ったから学校の責任、教育委員会の責任は免れないということで、全面的に認めた形でどんどん進んでいるような感じの答弁だったが、教育委員会としてそういうことを全部認めるスタンスなのか伺う。  
② 今まで我々はこの事故について何も知らなかったが、この状況になるまで報告がなかったというのは何かあるのか伺う。

教育長

① 弁護士の話ということになるが、解釈として公的な部分については、設置者としての責任が大きくなってきているとのことで、判例等も参考にしながら最終的に判断しているところである。こういう判例の場合に、例えば過失相殺のようなものがあるのかわからないが、この後の賠償額の決定の中でどこまで責任があるのかについての議論になっていくと思っている。いずれにしても施設がある以上、危険箇所はなくさなければならないし、あつては困るわけでどこまで善良な管理義務を行政が果たせるかということについては、今後もやり続けなければならないことと考えている。こういう形で裁判になってどこまでということが問われると思うが、教育委員会として、市全体としてもそういう責任は最大限果たしていきたい。

委員長

② 教育委員会議では教育委員会協議会という形の中で調停があった時点から情報提供という形で報告をしている。

井上

総務文教常任委員会の中で報告があったかどうかについては確認するので、よろしく願います。

日本工業規格という遊具の規格があるが、タイヤは遊具ではない。そのタイヤが原因なのか、タイヤを設置していることが原因なのか、タイヤで子供を遊ばせた学校の管理責任ということで争っているのか。いろいろな学校にある滑る遊具は全部撤去しなければならないことになる。もしそれが滑らないスパイクだったらスパイクに足を引っかけることになるわけで、何でも認めればいいというものではない。学校の管理責任を認めなければならないとどこの弁護士が言ったのか伺う。

杉原副主幹  
館部長

損害保険ジャパンの旭川の顧問弁護士である成川弁護士である。

学校が設置している遊具でけがをされたというのは悲しいことである。遊具に関して設置義務者の安全管理責任という部分は、100%大丈夫と言わない限り責任はあるだろうというのが判例ということで、前回の調停の中で認めましょうということだった。教育委員会では基本的にそう考えているが、今後の裁判の中で考え方や争点があるので、それは裁判の中で明らかにしていかなければならないという意向もある。先ほどの清水議員の質問でもあったが、学校の保険というのは市の問題だけの保険ではなく、けがをされた方などの保険でもあるということを理解いただきたい。弁護士だから極力少なければいいということでは立っているかどうかはわからない。ただ保険である以上、一定のルールに照らし合わせての積算というものがあるのではないかと私は思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(5)については報告済みとする。ここで若干休憩する。

休 憩 15:08

再 開 15:21

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。先ほどの(5)について委員会への報告の関係だが、調停の際に私と副委員長にどのタイミングで報告していくかということについては説明を受けていたが、このように変化してきた関係で今回の報告

になったということである。(6)について説明願う。

### (6) 公立高等学校配置計画案について

中川課長  
委員長  
窪之内

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

説明では今までのスタンスを継続していくということのほか、減になった場合の工業高校の存続ということも含めて考えるということだった。滝川市内においては市立高校を含めた高校配置のあり方について検討が必要ということで書かれており、前からこういう方向は出されていたが、ここについては今特別検討するという方向性は持たないと認識してよいか。

教育長

この部分は前回と若干表現が変わっており、前回は職業学科を含めた再編を検討するというので、市立高校というふう特に西高を名指ししてはいなかった。市が設置する西高についても少子化により児童数が減少する中で、これから市立高校としてどういう特色を持っていくのかという検討は、間口の問題にかかわらずやっていかなければならないので、早急に校内にもそういう組織を立ち上げたいと思っており、そういう意味では教育委員会内部でも並行して検討していきたい。間口云々ということではなく、西高のあり方を長期的なスパンを含めてどう考えていくかという検討はしていきたい。

委員長  
関藤

他に質疑はあるか。

① 工業高校の説明を受ける中学校が2校あるとのことだったが、それはどこか伺う。

② 確かに工業高校の入学者数が少なく普通科志向になっているというのはそのとおりだが、中学校から高校に上がるときの進路指導にも問題があるのではないか。進路指導というよりも明らかに点数の輪切り指導で、点数が何点なのでどこいった指導体制になっているのが現実と見ている。中学校から高校に行くときに、その子に合ったものは何なのかということを教員が見て、点数だけでなく、こういう面もあるといったことを心の中では見ていると思うが、どういった進路指導が行われているのか伺う。

中川課長

① 受け入れを希望している中学校は、今のところ開西中学校と明苑中学校である。

春田指導参事

② 進路指導イコール進学指導ではないという押さえに立っており、本市においても18年度からキャリア教育の取り組みをしている。その中では、中学生の職場体験学習を通して、職業あるいは自分の生き方選択ということでの広い観点から自分の生き方について考える取り組みを指導している最中である。新しい学習指導要領の中でも単なる進学指導ではなく、キャリア教育の観点からの進路指導をするようになってきているので、各学校でも基本的にはそのような体制で取り組んでいるところである。

委員長  
清水委員外議員

他に質疑はあるか。

滝川工業高校を支援する会というのができ、総会も開いて業界、卒業生等が中心になってやられていると思うが、その経過、どんな事業をこれからやっていくのかについて伺う。田村市長も非常に乗り気で話をしていたが、海外にはばたくといったことが滝川工業高校にどういう形で取り入れられようとしているのか伺う。

中川課長

20年度の取り組みとして、テクノボランティア活動ということで土木科の技術を生かした木製のウッドデッキやベンチを製作したり、ボランティア活動とし

てアルミ缶の回収チャリティーを行ったり、なるべく表に露出するような活動をしている。生徒募集という意味合いでは、各中学校に独自のPRパンフレットをつくり、3科の授業内容がよくわかるようなものを工業高校の先生が中心となって作成していただき配布している。特徴的なことでは市内中学校でもものづくり講演会を行った。北海道発の人工衛星ということで話題となった赤平の植松電機の専務に来ていただき、江部乙中学校、開西中学校、明苑中学校で講演会を行いかなり好評だったと聞いている。こうした物づくりに対する理解というか、理科離れなどと言われているが、子供であれば当然興味を持っているはずなので、そういったものを喚起する意味で実施している。工業高校の生徒の活動内容ということで制作したものを市役所のロビーで展示したり、こういう活動をしているということがわかるように支援する会の後押しをしながら、できるだけ独自の活動ということを出して黒子に徹して支援してきたということである。今年度の活動の中身も基本的には同様となるが、出前講座ということで今回2つの中学校に興味を示していただき、かなり話が具体的に進んでいるということと、もう1校が手を挙げてくるという期待もある。工業高校の生徒の都合というか、授業の合間を縫ってという形になるが、電気科だと電池をつくるとか、電子機械科だとエアエンジンということで圧縮空気を使ったエンジンで実際に三輪車で走ることができる機械の構造や仕組みを授業の中で教えることも考えている。海外の技術支援については、工業高校を卒業したらすぐにJICAで発展途上地域への技術支援ができるといった仕組みをつくり上げるといのはかなり難しい部分がある。北海道教育委員会でアイデアとしては議論された経過はあるが、土木科ということに絞り込んでやるとなるともう少し研究しなければならないこともあり、ハードルもあると思う。具体的なスケジュールは現在持っていない。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 私から伺う。

① 計画案の表の中で、滝川市内において市立高校を含めた高校配置のあり方について検討が必要ということで、続けてくださいと言っているのにここまで踏み込んでくると、このことについてはしっかり反論する必要があると思う。岩見沢市においても同様のことが書いてあるが、岩見沢市の考え方はどうなっているのか。岩見沢市と調整しながら北海道教育委員会に発言していく必要性について考えているのか伺う。

② 滝川高校について、4年間で二、三学級相当の調整が必要と書いてあるが、この裏側にある考え方を察知されているのか伺う。

教育長

① 以前から北海道教育委員会に行くたびに、工業高校を残したいなら西高をとというような単純な議論になっている。私どもとしては、西高を1つ差し出せば工業高校土木科が満杯になるというそんな簡単なものではないと主張している。生徒を集めるには、学科そのものに行きたいというものがなければならないこと、出口がきちんと確保されていることといった両方がなければならない。一過的に生徒が集まっても、また次は土木科というように順番が変わるだけの話である。今美唄の工業高校が総合学科になることもあり、空知管内には工業と名のつく高校が1校しかなくなる。その中でこの地域の建設業、あるいは農業を含めた橋梁、河川、道路といった社会基盤の整備を行う人材がなくなるといようなことも含めて、先般行われた協議会でも市長から、これは北海道教育委員会だけが考えるのではなく、知事部局を含めて地域別の産業部門をどう

組み立て、どういう方向性を持って北海道自体が行っていくのか、そのために教育機関がどういう役割を果たしていくのかということ、北海道全体については総論では出ているが、地区別にきちんとやるべきと要請したという経過もある。そういう形の中で工業高校と西高とは数合わせのための間口ということでは決して考えていないので、その考えは引き続き堅持していきたいし、北海道教育委員会にも6月1日に行ったときに伝えているところである。岩見沢の関係については、単純にそれぞれの学区が学区全体の卒業生数と、北で言えば滝川、南で言えば岩見沢の減少数が出てきているので、間口が一番大きいところである滝川と岩見沢はまず市内でやってほしい。全体の学区については単純に平成25年から28年までの残り4年間の減少数、北学区でいうと215を定員の40で割るという数字での学区数ということで提示されているものと理解している。昨年こういう表現があったかどうかかわからないが、岩見沢は今回初めて減級されたということなので情報収集したい。

委員長

昨年度からの取り組みについていろいろと説明があったが、多分十分な成果までは至っていないということはだれもが認識するところと思う。今後の取り組みの中で新たな何かを考えるということについて、現時点であるのかどうか伺う。

館部長

来週支援する会があり、私どももどういう形で支援する会とともに営業活動をしていくかを考えており、去年の取り組みの中でことしヒットしているのは、各中学校で物づくりの部分で、先ほど2つの中学校を申し上げたが、もう1校もやりたいと言っていることもあり、そういった部分では浸透しているということがある。受験の生徒、保護者、進路指導の先生などにターゲットを絞り、支援する会で工業高校土木科の実態を知っていただき、将来の方向性という部分で昨年よりも回っていただきたいと考えている。広報活動と実際の受験生をふやしていければと考えているが、これは押しつけであってはいけませんので、工業高校という先入観、イメージだけでなく、本当にこれから土木技術は町や国のためになるという部分を実態としてやっていきたい。空知管内では建設業者の50社以上が半数近くになるので、将来的には間違いなく土木技術者は減少する。そういうときに産業基盤、地域振興をどうするのかという問題が出てくるので、北海道に対しても引き続き要望していかなければならないと考えている。6月1日の北海道教育委員会との懇談の中でも、北海道の経済部にも産業、人材育成をどうするのかという部分を強く言っていきたいということで、その部分では北海道教育委員会の同意も得ており、結果的には同じかもしれないが、そういう切り口でいかなないと空知管内は困ってしまうのではないかとということで絞り込んでやっていく。来週の支援する会では今年度の半年の行動計画をやってきたいと考えている。

委員長

ぜひ全中学校の取り組みになればいいと思う。他に質疑はあるか。(なし)(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。

#### (7)男子中学生飛び降り事件について

吉川室長

5月13日の総務文教常任委員会以降の経過について口頭で報告させていただく。5月15日金曜日、被害者の男子生徒が退院した。退院に際し、学校としては、その日の午後に保護者と面談して退院時におけるけがの状態などを勘案した通学や教育活動の注意点、あるいは学級活動での留意点などを懇談した。翌週の5月18日月曜日に登校を開始し、5月20日水曜日には札幌方面への1泊

2日の宿泊学習にも参加した。この宿泊学習に際しても、学校としては保護者からの要望を踏まえ、目配りを行うなどの対応をしたところである。無事に元気よく帰ってきており、その後は毎日登校を続けている状況である。前回の総務文教常任委員会の際に議論いただいた当該校における学校改善対策委員会の中に外部の方の参加ということについての質問があり、このたび、この対策委員会にアドバイザーとして2名加わることが決まった。PTAの役員を1名、明苑中学校の校下にある連合町内会の役員1名を加え、空知教育局の指導主事も従前から加わっているため3名がアドバイザーになったということである。説明が終わった。質疑はあるか。

委員 長  
関 藤  
吉川室長

登校後の様子は特段変わったことはなく、わだかまりもないと認識してよいか。登校初日は、しばらくぶりということもあり、初日と2日目は3時間ほどで早退したが、それ以降は毎日元気に勉強しており、当該男子も特に変わった様子はない。登校に際して保護者も当該男子もそうだが、特別クラスの中で取り立てて話をすることではなく、自然な形で学校に来たいというような思いがあったので、そのような意向を踏まえて授業活動にソフトに入っていくと学校からは聞いている。

委員 長  
窪 之内

他に質疑はあるか。

① けがは、普通に歩けるような状況、体育授業に支障がないような状況にまで回復したのか伺う。

② 相手方が本人にきちんと謝罪をするという機会を設けたのか。保護者はあったのかもしれないが、どうだったのか伺う。

③ 自然な形で戻れたということだが、被害を与えた相手方の生徒のその後の状況について伺う。

吉川室長

① 登校初日は杖を使って歩行していたという部分があるが、水曜日の宿泊学習などでは医者からも認められ、杖をとって札幌市街を友達と一緒に歩いたということである。結果についても、特に疲れるとか何か気になるところがあったということもなかったと学校も押さえているので、自然と杖を使わないで校内の教育活動につけると考えている。ただ体育授業となると、まだそこまでの状況ではないと学校からも聞いているので、しばらく様子を見ながら月に数度の通院治療もあるので、それらの経過も見ながらということになると思う。

② 登校に際して、生徒同士の謝罪という面に関しては、登校の前の週に保護者の方と面談を行った際にも、特に子供同士の場面を設けなくて静かな形で復帰したいということを保護者も男子生徒も望んでいたため、そのような子供同士の謝罪の場面は、保護者の意向を踏まえて学校としても取り行わない方向で今もそのまま引き継いでいる。保護者同士については、入院中に訪問して謝罪している保護者もいらっしやしたが、皆さんそろってということではまだ済ませていなかった。保護者同士の面談が先日行われたということで報告も聞いているので、その中で謝罪、あるいはいろいろなことについて、これから話をすることで両者の話がついたということもあり、この先、スケジュール的なものはないが、お互いに理解し合って話す場面が進むのではないかととらえている。

窪 之内

① 後遺症として何か残るということではないと認識してよいか。もう少ししないとわからないということか。

② 子供同士の面談については、保護者も謝罪を拒否したということなのだが、いじめた側の人たちが自分がやったことを認識し、総括するようなもの

吉川室長

を文書等で書かせたりとか、話させたりといったことが行われているのか伺う。先ほどの答弁で1つ漏れていた部分があるのであわせて答弁させていただく。加害者への指導については、生徒個々の指導方針を立てて学級担任と教科担任が連携して進めている。指導の重点は授業や学級活動への意欲を持たせる指導を中心に据えたいと思っている。そこを充実させた上で道徳の指導や命の大切さなど、そこからいろいろ広げていくというようなことで少し長いスパンで生徒指導をこれからも続けていきたいし、経過については改善対策委員会の開催の折にも参画して注視していきたい。

① 後遺症の関係については、保護者の方の説明では、まだそういう心配があるとの発言はあったところである。

② 加害者の方々の子供、保護者のそれぞれから、入院中の間に手紙を差し上げたとのことなので、それぞれの方から被害者の子供、保護者の方にも気持ちが伝わったということは確認している。手紙なので中身は見えていないが、出したということである。

窪之内

学級活動への意欲ある参加ということを先にというのは、教育的にはそうなのかどうか分からないが、そうしたことを先行させながらも自分が行った道徳的なことについては本人が正面から向き合うことが絶対に必要と思うので、そうした指導についてもお願いしたい。

委員長  
大谷

他に質疑はあるか。

加害者の子供たちに対する指導方法、状況はわかったが、加害者の子供たちの変容が一番問題である。自分たちがしっかり受けとめないと被害者に対してどこかで会ったときのこともあると思うので伺う。

春田指導参事

加害者4名の生徒については、それぞれ学年、クラス、学校生活の過ごし方も違っている。一人一人が事件の重さ、自分たちがかかわったことの重さ、責任というものについて、十分受けとめていると判断している。前回の総務文教常任委員会でも言ったが、ちょうど3年生は修学旅行、2年生は宿泊学習があり、大きな行事に参加する中で学級のまとまりやその中で自分の果たす役割などについて自覚をしながら過ごしたと聞いている。ただ1名少し休みがちの子供もいるので、この子については特に学習面での指導などフォローしていかなければならないと考えている。長いスパンで見ることでも大事であり、一つ一つの行事や日常の教育活動を通しての変化もきちんと認めて見つめていきたい。

委員長  
清水委員外議員

他に質疑はあるか。

① 加害の生徒の側が手紙を出したり、反省している様子もあるとのことだが、事件が起きた直後は、加害の生徒が相変わらずほかの生徒をいじめているとの話を私は直接聞いている。加害の生徒たちがいまだにほかの生徒にいじめ、嫌がらせになるようなことをやっていないと確認しているのか伺う。

② この直後から教師が休み時間も昼休みも教室にいて、生徒から常に目を離さないということが報道されている。こうしたことはずっと続けていけるか疑問である。教師であっても休まなければならないし、ぎりぎりの人数ですべての生徒から目を離さないといったことが続けられるのか。そういった措置がその後も続いているのか伺う。

③ 今回のいじめは校長、教頭、教師が全く知らなかったが、2割の生徒が知っていたということで、教師がいかに気づいていないかということがはっきりした。これと同じことが程度の差はあれこの中学校でもほかの小中学校でもあ

る。1クラス当たり1人の不登校がほぼ全中学校にいて、その原因のどれだけがいじめか明確にされていないが、かなりの部分がいじめということも類推できる。この事件を教訓にした教師だけが気づかないということはどうやって今起きているほかの小中学校で把握しようと努力したのか伺う。

吉川室長

① 確かに3月30日の保護者説明会の中でも、保護者の方からの話で市内で他校の生徒との行動があったが十分に生徒指導ができていないのではないかとという趣旨の発言があった。私どもとしても学校の指導体制として一つ一つの情報が十分だったかの検証ということについて、非常に感じたところだが、そんなことも含めて4月以降も学校組織をきちんともう一度見直してスケジュールを立てて、生徒指導が果して指導計画のもとに効果が出ているのかどうか、出ないとすれば何が原因なのかということのみずから検証していくというような体制もとったので、その部分の効果的な結果を校内で共有してもらいたいし、問題行動的なことが続かないように教職員の連携強化を図っていききたいということで学校からも報告が来ており、私どもとしても注視していきたい。

② 加害生徒への生徒指導を強化する、あるいは全校生徒に対して教職員が十分な目配りや気づきを出すために、朝や休み時間、給食時間、清掃の時間などに漏れなく回っていくという体制を組んでいるところである。すべての時間、100%ということを目標に掲げてスタートしているところだが、その日の教科活動や行事などいろいろな場面の变化もあるので、目配りの効かない部分もあるかもしれないが、こういう体制を組んで子供たちの様子を見るということの全体での動きは維持、継続させていくことでスケジュールを組んでいる。その進行管理については、先ほど申し上げた表でこれが十分にできたかという評価もしていく中で、課題があれば改善するということが行われると思っている。

③ 教師だけが気づかないということが起こっているとのことだが、当該校においては気づかないということを防ぐために組織の見直し、スケジュール、改善委員会での点検、評価を進めていく中で、気づかなければならないという意識づけや具体的な行動ということで取り組んでいる。これは当該校だけでなく、他校にもこのようなことが必要なので、当該校でつくったスケジュールなども参考にしながら、例えば各校でも今回のことについては、よく校内研修をして我が校に足りない物は何かないか、当該校に逆に学ぶものがあるのであれば取り入れようという議論も進めてもらうように校長会を通じて要請しており、市内全校で教師が気づかないでこういうことが起きるといったことがないように、今一度組織の点検をするように指導しているところである。

清水委員外議員

① 歯切れの悪い答弁である。効果的な結果を共有してほしいなど何を言いたいのか。加害の生徒がほかの生徒に対する行為を完全にやめているのかどうかということを確認する質疑だったわけで、あやしいのか、把握できないということなのか、今は完全に反省してやっていないと言えるのかを明確に答弁いただきたい。

② 教師集団だけが知らないという問題について、他校にも必要と考えているとのこと余りにも不十分である。17年に続き20年ということで4年間に2人がいじめが原因で自殺を図るということが起きた教育委員会で、まだ徹底した対応がとれていないのではないかと。今やるべきことは今いじめられている子供がいじめがないか、事件の当日行ったようなアンケートを繰り返すことだと思う。そういったことをその後やったのかどうか、その結果がどうだったのかき

ちんと答弁していただきたい。他校にも必要と思うというのは、教育委員会が立場を放棄して、他力本願みたいに聞こえる。きちんと方針を出してやらないと何をやってきたのかということになる。

春田指導参事

① 4名の生徒のうち3名は毎日学校に登校して、今のところ問題なく過ごしているというふうに担任、学校、保護者等の間でも受けとめている。1名については、若干学校を休みがちになることもあり、保護者と連絡をとっているが、連絡がつかないこともあって、すべてを掌握しているということではない。問題行動につながらないように保護者との間で対応しながらやっており、何よりも学校に登校して学習時間の中で充実感や満足感が保てるように、いろいろな行事などを通して所属感、自己猶予感を図れるようにと方針を立てて取り組んでいるところである。

② 当該校での取り組みについては、年間スケジュールをつくり全部を一斉に取り組むのは難しいので、その中で重点化して取り組もうと、例えば行事がある週は行事を中心に子供の活動をつくっていき、その中で子供たちの様子を見守るという方法をとっている。5月には級友シートという学級の満足度調査を行い、今調査が終わったので分析し、今後活用していく予定である。3年生については4月早々に教育相談、3者懇談も行っているので、その中で一人一人の今の学校での様子についても把握をするということで取り組んできた。いろいろな取り組みについて、すべてをとということにはならないので、学級、学年の中で重点化を図りながら、やったことについてはきちんと改善対策委員会の中で点検、評価を行いながら進めているところである。

清水委員外議員

1点目については3人は問題行動がないとの答弁だったので、それが事実であることを祈りたい。ただ年長者とゲームセンターなどで事件後も行動しており、知恵をつけられていろいろとやることもあるので、本当に君のやっていることはこんなに悪いことだから年長者に幾ら言われても影響されたらだめだと、場合によっては年長者とのつき合いを断らせることまで踏み込んだ指導が必要と思うが、恐らくそんなことはしていないと思う。学校での行動で3人は問題ないという答弁をされたと思うが、何かつけ加えることがあれば伺う。

② 聞いたのはほかの学校で事件当日行ったようなアンケートを取るなどして教師が気づかない実態を把握しようというようなことをやったのかどうか、その結果はどうだったのかということだが、答弁がなかったので再度伺う。

春田指導参事

① 休みがちの1名だが、子供の家庭での過ごし方について十分把握できていないところがあるのは事実である。その日の朝学校に来ていないということで保護者に連絡をとり所在の確認や学校に来るようにという指導もしているが、母親も子供の居場所のすべてを押さえていないということもあるので、その辺については若干問題が残っている。今後、家庭児童相談室とも連携を図りながら保護者、本人との対応も継続していくが、関係機関とも相談している最中なのでもう少し時間がかかると思う。

② 今回の事件を受けて、この件を他山の石としてそれぞれ自分の学校の問題として受けとめるという体制はできているので、それぞれの学校で対応は違うが、いじめ相談カード、相談ポスト、教育相談週間等々でいじめの早期発見、未然防止、先生方も小さなことを見過ごさないことでの取り組みができています。教育委員会としても4月早々に教育長の学校指導訪問を行っており、定例の校長会議、教頭会議、先日行った生徒指導担当者会議などでの会議の中でも各学

- 校の実践交流、取り組みについて議論しているところである。
- 吉川室長 他校という問題に関しては、保護者会で出た情報以外の情報をお持ちなら教えていただきたい。保護者会のときに出た情報は、市内の店舗で加害の生徒が他校の生徒と、という情報をいただいたもので、春休み中に家庭訪問して保護者と担任の教諭と面談し、外出等についての注意事項を十分指導して保護者にも協力を求めたという記録が残っている。
- 清水委員外議員 大きい温度差を感じる。他校においては事件当日に行ったようなアンケートを取っていないということである。相談カードや相談ポストといったことではなく、あのようなアンケートで2割の生徒がいじめを知っているという衝撃的な事実がわかったのだから絶対にやらなければだめだと思う。田村市長は日本で一番いじめのない町にすると宣言をしたわけで、その割には教育委員会の認識と実際にやっていることが余りにかけ離れている。これまでのアンケートでも3人に1人がいじめを受けたことがあり、そのうちの半分がいまだにいじめが続いているとのことで、計算したら六、七%がいまだにいじめを受けているということで、1クラスに2人はいじめを受けているというデータもある。そういう実態がありながら、効果的なアンケートを毎月取っていないというのは教育委員会の認識と私の間にも温度差があると思うがどう考えるか。
- 春田指導参事 確かにアンケートも有効な方法の1つである。実際に昨年12月には市内一斉にアンケート調査を行っている。毎月アンケートを取ってわかるということもあるが、この4月の時期に一番大事なことは、全家庭に家庭訪問して子供の家庭での様子、学校での様子をお互いに交流する、あるいは学校の中で生徒の教育相談、3者懇談を設ける中で生徒と直接話をするのが大事というそれぞれの学校の考えもあるので、なかなか一斉にこの時期にアンケートを取ってこの時期に教育相談をやってとはならないと思う。それぞれの学校で課題、状況を見ながら、今アンケートを取らなければならない、教育相談をやらなければならない、家庭訪問をしなければならないということを判断していかないと、形だけアンケートをしても、大事なことは数を把握することではなく、そういう子供が1人でもいなくなるようにということなので、対応がとれるように各学校で考えてもらうことが大事と思う。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 窪之内 被害者から心的な負担も受けたということで損害賠償請求といったことがされる可能性についてはどう考えているか伺う。
- 吉川室長 病状は最終的という状態ではないので、保護者の方の考えもどこかの時点で固まるだろうが、現状ではまだそのような考えは聞いていない。病状等をきちんと見た上でとしか今の時点では申し上げられない。
- 委員 長 時間が経過しているので私から完結に伺う。
- ① 学校改善対策委員会で空知教育局が入っているとのことで、どういう立場でどういうことをしているのか伺う。江部乙のときにも入っていたと思うが、その後の対応についてどうかと思う部分があったので伺う。また市教育委員会からはだれが入っているのかも伺う。
- ② 今後のことについてタイムスケジュールなどの話はあったが、これまでやってきたことの現状における評価について伺う。
- ③ アンケートはかなり有効だが、日教組ではそうしたアンケートをやらないという決議をしたといううわさを聞いた。そうしたことが存在し、そういうこ

とが問題になっていないのか伺う。

春田指導参事

① 学校改善対策委員会に参画している教育局の指導主事の立場だが、3月の事件後、教育委員会、教育局で当該校に詰めて対応したという経過があり、そのときからこの問題にかかわっていたことで、引き続き改善委員会に入ってアドバイスをいただいている。市教育委員会からは私と吉川室長、田中指導主事の3名が参画している。

② アンケートについては有効な方法の1つであることは間違いないが、どの時期にどんな内容で、家庭でするのか、学校でするのか、書くのか、挙手でするのかなどいろいろな方法があるので、その学校で有効な場面、時期を考えながら実施すべきものと考えている。アンケートの有効性について否定しているものではない。

③ 日教組で反対との話があったが、そのような事実はない。滝川市においてはこれまで3年間、先生方の手ですべて行われている。取り組んだことへの点検、評価だが、改善対策委員会と全員が集まる拡大対策委員会があり、必要があれば毎日でも毎週でもやっており、拡大対策委員会も月に1度集まって学校の状況、外からの声ということで点検、評価している。今の段階でペーパーにまとめてこれに取り組んでこれができたというところまでまとまっていないが、いずれ文書で教育委員会にも提出していただくことになっている。

委員長

質疑と答弁を聞いていると、物すごく具体性に欠けている。現状評価というのは市教育委員会としてかかわって効果がある方向にいつているのか。たくさんメニューがあって全部やるのは大変と思っていた。果たしてそれはどういう感じでやっているのかとか、やったほうがいいのか、やらないほうがいいのかあると思う。内容や効果について再度伺う。アンケートをするしないを学校に任せるのは少し違うのではないか。そのタイミングまで指示してもよいのではないか。統一見解を出さないことが違う気がするが、その根底にある考えについて伺う。

春田指導参事

具体的に学校においては、月ごとの重点ということで決めて取り組んできた。例えば4月だと学習の決まりの再確認と指導ということで、各教科担任のほうでベルが鳴ったら着席ということから始まって、ノートの取り方、学習用具の用意の仕方といった細かなことまで徹底している。3年生は3者懇談会、一、二年生は家庭訪問を行ったので、その中で出された保護者からの要望や意見をまとめて学校改善対策委員会、職員会議の中に反映させるという形で行っている。5月には遠足、宿泊学習、修学旅行という大きな行事があり、この行事に取り組む際の生徒指導ということで、グループごとの具体的な目標や人間関係の把握なども行いながら指導に努めてきている。また、5月には級友シートということで学級の満足度調査を行い、現在集約したものを分析してその後活用する手だてになっている。6月には学校生活アンケート、生徒指導交流会という形で生徒の実態把握に努める形になっている。生徒会としては6月からあいさつ運動に取り組みたいと聞いているので、それも具体化されると思っている。アンケートについては昨年12月に全市一斉に行った。その前年は2月に一斉に行ったが、2月、12月に行うのが適当なのか、1学期を振り返るということで7月に行うのが適当なのかといったことも考えながら、校長会とも相談をしながら適当な時期に実施できるように準備をしていきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。

- 委員 長            2 第2回定例会以降の調査事項について  
別紙のとおりとすることによいか。(よし)
- 委員 長            3 その他について  
何かあるか。(なし)
- 委員 長            4 次回委員会の日程について  
正副委員長に一任いただけるか。(よし) 以上で第25回総務文教常任委員会を  
閉会する。

閉 会 16:33